

公的資金補償金免除繰上償還の特例措置延長を求める意見書

平成19年度から平成21年度までの間において、一定の条件を満たした場合、年利5%以上の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金）の補償金免除での繰上償還及び民間資金への借り換えが認められる制度が創設され、更に、平成22年度から平成24年度までの3年間延長され、この6年の間に、普通会計債と公営企業債を合わせて、総額約6.1兆円が繰上償還の対象となり、全国の公債費負担に苦しむ市町村の財政上の大きな支援措置となったところである。

しかしながら、こうした市町村においては、5%未満であっても現行の金利水準に比すれば高金利の残債を多く抱えており、未だ公債費負担に苦しんでいる状況で、今後においても、さらなる支援措置が必要である。

よって、国においては、地方財政の健全化をさらに推し進めるためにも、平成25年度以降も、現行制度の対象条件を緩和したうえで、年利4%以上の公的資金補償金免除繰上償還の継続的な実施を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月17日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿

静岡県藤枝市議会
議長 渡辺 恭男